

ワタナベ工業 (有)

渡邊 愛彦 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定 建設業の許可について (通知)

令和 5年 10月 25日付けで申請のあった特定建設業については、

建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	福岡県知事 許可(特-5)第 44602号
許可の有効期間	令和 5年12月27日から 令和10年12月26日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年11月26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)